

令和5年度 第1回 みんなで支える森林づくり佐久地域会議

次 第

日 時 令和5年 7月27日(木)
13時30分～
場 所 佐久合同庁舎404会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 会議事項

- (1) 森林づくり県民税活用事業 第3期実績(令和4年度) 資料1
- (2) 令和4年度 推進支援金の検証・評価について 資料2
- (3) 森林づくり県民税活用事業 令和5年度事業について 資料3
- (4) その他、意見交換

4 視察

- ・主伐・再造林の取組み(佐久市 竹糠日団地)

閉 会

みんなで支える森林づくり佐久地域会議構成員名簿

(敬称略 五十音順)

| 整理 No | 氏 名 | 所 属 等 | 備 考 |
|----------|--------|------------------------------------------------|--------|
| 1 | 市川 偉 | 市町村 (立科町役場 産業振興課長 (立科町)) | |
| 2 | 小平 靖子 | 森林セラピー (佐久市森林セラピー 森の案内人 (佐久市)) | |
| 3 | 小山 もと子 | 消費者団体 (小諸くらしの会 (小諸市)) | |
| 4 | 坂本 皓太 | 木材関係 (合同会社もりから (北相木村)) | |
| 5 | 佐々木 斉 | 教育関係 (佐久穂町教育委員会 こども課長 (佐久穂町)) | |
| 6 | 高見澤 洋子 | 木材関係 (双葉林業合資会社 (小海町)) | |
| 7 | 田中 麗子 | 建築関係 (建築士 (佐久市)) | (会議のみ) |
| 8 | 新津 清秀 | 森林・林業関係 (南佐久中部森林組合 参事 (小海町)) | |
| 9 | 福江 佑子 | NPO (NPO法人 生物多様性研究所 あーすわーむ 主任研究員 (軽井沢町)) | |
| 計 | 9名 | | 出席9名 |

佐久地域振興局（事務局）

| | 氏 名 | 職 名 等 | 備 考 |
|--|--------|------------------|-----|
| | 原 啓明 | 佐久地域振興局 局 長 | |
| | 竹内 純一 | // 林務課長 | |
| | 吉村 直己 | // 林務課 課長補佐兼林務係長 | |
| | 窪田 達央 | // 課長補佐兼林産係長 | |
| | 泉川 尚久 | // 課長補佐兼普及係長 | |
| | 山下 よう子 | // 鳥獣対策専門員 | |

みんなで支える森林づくり佐久地域会議開催要綱

(開催目的)

第1 県民等の意識の醸成を図りながら、森林の持つ多面的な機能を持続的に発揮させるための森林づくりを進めていくため、佐久地域における長野県森林づくり県民税を財源とした施策について、地域住民の代表者等から意見をいただくことを目的として、みんなで支える森林づくり佐久地域会議（以下「地域会議」という。）を開催する。

なお、地域会議は、地方自治法 138 条の 4 第項の規定により、法律又は条例に基づき設置された附属機関ではないものとする。

(会議事項)

第2 佐久地域振興局は、佐久地域における長野県森林づくり県民税を財源とした施策のあり方や毎年度の事業内容、事業実施後の成果の検証及び評価等について、地域会議において意見を聴く。

(構成員)

第3 地域会議は、局長が依頼する者をもって構成する。

(組織)

第4 地域会議に、座長を置く。

2 座長は、構成員の互選によって決定し、地域会議の進行を担当する。

3 座長代理は、委員のうちから座長の指名によって決定し、座長を補佐し、座長に事故あるときまたは不在のときは、その職務を代理する。

(開催期間)

第5 地域会議は、令和 6 年 3 月 31 日までの間、開催するものとする。

(その他)

第6 この要綱に定めるもののほか、地域会議の開催に関し必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 30 日から施行する。

平成 25 年 7 月 22 日 改正

平成 29 年 8 月 1 日 改正

令和 元年 6 月 24 日 改正

令和 3 年 4 月 1 日 改正

みんなで支える森林づくり佐久地域会議 傍聴要領

1 傍聴の手続き

- (1) 懇話会の会議の傍聴を希望する方は、会場受付で、氏名及び住所又は所属を記載の上、会議の開始までに所定の席に着席してください。
- (2) 傍聴希望者が、傍聴席の数を超えた場合は、先着順により傍聴者を決定します。

2 傍聴者の遵守事項

次の事項に違反した場合は、傍聴を認めない場合があります。

- (1) 傍聴者は、静粛にしてください。発言をしたり、拍手その他の方法により賛成又は反対の意向を表明しないでください。
- (2) 傍聴者は、会議の撮影又は録音等を行わないでください。
- (3) 傍聴者は、上記のほか、会議の支障となる行為はしないでください。
- (4) その他、座長の指示に従ってください。